



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年6月30日火曜日 第724号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地の変更……………（地域政策課）… 398
- 知事指定薬物の指定の失効……………（業務衛生課）… 398
- まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量……………（水産課）… 398
- ぶりに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量……………（ ）… 399
- 指定居宅サービス事業の廃止……………（東予地方局地域福祉課）… 399
- 指定道路の指定……………（東予地方局四国中央土木事務所）… 399
- 土地改良区の定款変更の認可（14件）……………（中予地方局農村整備第一課）… 399
- 土地改良区連合の定款変更の認可……………（ ）… 400
- 道路の供用開始（県道肱川公園線）……………（南予地方局大洲土木事務所）… 400

人事委員会規則

- 職員自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則……………（人事委員会事務局）… 400

告 示

○愛媛県告示第760号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により、指定納付受託者から次のとおり住所又は事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

令和8年6月30日

愛媛県知事 中村時広

名 称	住所又は事務所の所在地		納付の委託を受けることができる歳入等	変更年月日
	変 更 前	変 更 後		
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目1番1号	東京都港区北青山二丁目14番4号	ふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入	令和8年7月21日

○愛媛県告示第761号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

令和8年6月30日

愛媛県知事 中村時広

1 指定が失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2- {2- [(ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類

【通称名】 M e t h y l e n e d i o x y n i t a z e n e

- (2) 2- { [4- (2-フルオロエトキシ) フェニル] メチル} -5-ニトロ-1- [2- (ピロリジン-1-イル) エチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール及びその塩類

【通称名】 F l u e t o n i t a z e p y n e, N - p y r r o l i d i n o - f l u e t o n i t a z e n e

- (3) N- [2- (5-メトキシ-1H-インドール-3-イル) エチル] プロパン-2-アミン及びその塩類

【通称名】 5 - M e O - N i P T

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

3 失効の日

令和8年6月27日

○愛媛県告示第762号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和8管理年度（令和8年7月1日から令和9年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和8年6月30日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
愛媛県まさば及びごまさば漁業	現 行 水 準

○愛媛県告示第763号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、ぶりに関する令和8管理年度（令和8年7月1日から令和9年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和8年6月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
愛媛県ぶり漁業	試 行 水 準

○愛媛県告示第764号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年6月30日

愛媛県東予地方局長 加 藤 道 和

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会医療法人 生きる会	ケアセンターいきいき	愛媛県今治市北宝来町三丁目2番地12	令和8年5月31日	通所介護
株式会社ワオライフサポート	ワオライフサポート	愛媛県西条市楠1262番地3	令和8年5月31日	訪問介護

○愛媛県告示第765号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和8年6月30日

愛媛県東予地方局長 加 藤 道 和

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日
令和8年6月22日
- 指定道路の位置
四国中央市下柏町字花田32番1の一部、32番2の一部、字松ノ上37番1の一部、37番2の一部
- 指定道路の延長及び幅員
 - 延長 88.76メートル
 - 幅員 6.15～6.88メートル

○愛媛県告示第766号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市畑寺土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月30日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第767号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市久保田土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月30日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第768号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市東石井土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月30日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第769号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市祝谷土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月30日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第770号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、北条市北条土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月30日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第771号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市堀江町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月30日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第772号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市上村土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月30日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第773号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市南方土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月30日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第774号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市北方土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月30日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第775号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市松瀬川土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月30日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第776号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市奥松瀬川土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月30日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第777号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市吉久土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月30日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第778号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市保和土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月30日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第779号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市北吉井土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月30日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第780号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、重信川菖蒲堰土地改良区連合の定款の変更を認可した。

令和8年6月30日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

○愛媛県告示第781号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年6月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町山鳥坂586番地13から 同町山鳥坂586番地12まで	令和8年6月30日

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則12—81

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年6月30日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則（愛媛県人事委員会規則12—55）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年愛媛県条例第59号。以下「条例」という。）第3条、<u>第5条第2号</u>、第11条第2項及び第12条の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 省略</p> <p><u>（職員として参加することが適当であると認められる奉仕活動）</u></p> <p>第3条 <u>条例第5条第2号の人事委員会規則で定める奉仕活動は、職員が国際連合ボランティア計画の要請に応じて参加する外国に</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年愛媛県条例第59号。以下「条例」という。）第3条_____、第11条第2項及び第12条の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 省略</p>

おける奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含み、同条第1号に該当する奉仕活動を除く。）とする。

第4条 省略

第5条 省略

（報告に係る書類の提出）

第6条 第4条第2項の規定は、条例第9条第1項の規定による報告について準用する。

第7条 省略

別記様式（第4条関係） 自己啓発等休業承認（期間延長）申請書

省略				
自己啓発等	省略			
休業の内容	国際	省略		
		活動	準備行為	省略
	貢献	活動	期間	省略
省略				

注1・2 省略

3 活動組織の欄には、青年海外協力隊、シニア海外協力隊 _____、国連ボランティア等の参加する組織を記入すること。

4 準備行為の欄には、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。

5・6 省略

第3条 省略

第4条 省略

（報告に係る書類の提出）

第5条 第3条第2項の規定は、条例第9条第1項の規定による報告について準用する。

第6条 省略

別記様式（第3条関係） 自己啓発等休業承認（期間延長）申請書

省略				
自己啓発等	省略			
休業の内容	国際	省略		
		活動	国内訓練	省略
	貢献	活動	期間	省略
省略				

注1・2 省略

3 活動組織の欄には、青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、国連ボランティア等の参加する組織を記入すること。

4 国内訓練の欄には、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。

5・6 省略

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。